



駿東伊豆消防組合

# 議会だより

NO.12 令和元年9月発行

私たちの仕事は  
生まれ育った街や大切な人を守る仕事です！



## 駿東伊豆消防組合 女性消防職員

### 目次

- 8月定例会の概要……………P2
- 議案質疑…………… P3
- 一般質問……………P4～P6
- 平成30年度決算審査報告…P7

駿東伊豆消防組合 構成市町

沼津市 ・ 伊東市 ・ 伊豆市 ・ 伊豆の国市 ・ 東伊豆町 ・ 函南町 ・ 清水町

# 駿東伊豆消防組合議会 定例会が開催されました。

令和元年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

令和元年8月19日（月曜日）午後2時09分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 報第 4号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 第 5 認第 2号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議第 7号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 第 7 議第 8号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について
- 第 8 議第 9号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について
- 第 9 消防行政に対する一般質問
- 第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査



## < 議案一覧 >

## < 駿東伊豆消防組合管理者提出議案 >

| 議案名                                                        | 内 容                                                                                                                                                     | 議決結果 |
|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 報第4号<br>専決処分の報告について<br>（交通事故損害賠償額の決定）                      | 本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について、専決処分したので、報告するものです。                                                                                   | 報告   |
| 認第2号<br>平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について                      | 本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。                                                                            | 認定   |
| 議第7号<br>駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について | 本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人等を理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、地方公務員法の一部が改正され、これに伴い、当該条例の一部を改正するものです。 | 可決   |
| 議第8号<br>駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について                             | 本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる、手数料の額の標準を引き上げる改定に準じて、当該条例の一部を改正するものです。                                                              | 可決   |
| 議第9号<br>令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について                       | 本補正予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,348万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,173万8,000円とするものです。                                                                  | 可決   |

# 議案質疑については以下のとおりです！

## 認第2号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について



山田直志 議員

問

職員管理費、健康診断の実施結果における、要検査等の状況はどうなっているのか。

総務課長

答

健康診断の実施結果については、「異常なし」から「要再検査」まで7段階で示されます。平成30年度の実施状況では、受信者608人中、要検査等に該当する職員は164人で、全体の26.9%でありました。

また、ストレスチェックの状況については、実施者530人中、高ストレスと診断された職員は55人で、全体の10.3%でありました。

問

工事請負費は、高い落札率であるがどのように入札を行ったのか。

答

総務課長

本入札は、指名競争入札により行ったもので、本組合の建設工事競争入札参加資格のある9者を指名し、8者が応札しております。予定価格に対する落札率は、99.4%となっております。



馬籠正明 議員

問

Jアラート整備事業は、単年度事業か複数年度事業か。

通信指令課長

答

本事業については、単年度事業として実施したものであります。

問

Jアラート整備事業の詳細について

答

通信指令課長

Jアラートシステムは、本消防組合発足時から運用してきたところでありますが、総務省消防庁のシステムの仕様変更により、旧型受信機では対応が難しくなったことから、構成市町と同様に、新型受信機に更新したものであります。

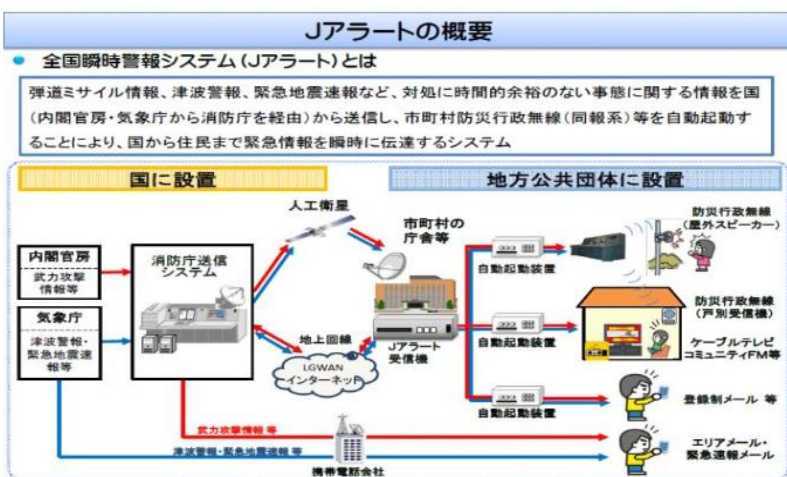
問

総務省消防庁のシステム仕様変更とは何か。

答

通信指令課長

今回の総務省消防庁のシステムの仕様変更は、情報処理時間の大幅な短縮や伝達情報を充実させるため、機器のハードウェア及びソフトウェアのシステムを改修したものです。情報処理時間の大幅な短縮とは、情



(総務省消防庁ホームページより抜粋)

報受信から自動起動までの処理時間が、従来15秒から30秒程度要しましたが、2秒以内へ大幅に短縮させるものです。

また、伝達情報の充実とは、気象特別警報の情報を従来の「大雨」及び「その他」の2区分から、「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「大雪」及び「暴風雨」の6区分に細分化するものです。



4人の組合議員が、消防行政の方針や考え方などについて問う「一般質問」を行いました。その質問と答弁の一部を要約して掲載します。



### 救急車の出動について

西塚孝男議員

**問** 第3方面における救急車の配置状況はどのようになっているのか。

**答** 警防救急課長  
第3方面には、伊東市、東伊豆町で、計5台の救急車を配置しております。

内訳といたしまして、伊東市は、宇佐美出張所、伊東消防署、吉田出張所、八幡野分署に、東伊豆町は、東伊豆消防署に配置しております。

**問** 救急車の平均現場到着時間は、何分か。

**答** 警防救急課長  
過去3年間の本消防本部全体の救急車の平均現場到着時間は9・17分に対し、東伊豆町は10・55分となっております。

**問** 第3方面に、救急車を増隊配置すべきではないか。

**答** 警防救急課長  
救急車の配置台数は、総務省消防庁が定める消防力の整備指針に基づき管内

人口により配置台数を決定しておりますが、第3方面につきましては、基準配置台数を満たしております。

ります。さらに、体制の強化といたしまして、平成30年5月、沼津北消防署に救助技術のエキスパートで編成する、震災をはじめとした大規模災害に対応できる高度救助隊を発足いたしました。



### 広域化による消防力の向上について

杉村 清議員

**問** 消防体制や活動方法に差異のあった5消防本部が統一した活動を行うため、この3年間でどのような政策を実施したのか。

**答** 警防救急課長  
議員御指摘のとおり、出動する消防車両及び人員数が異なるため、部隊運用に差異がありました。

このため、各方面に指揮隊を配置し、部隊運用の統一を図っております。

また、安全確実に迅速な活動技術の習得を目的とした警防技術指導会を平成29年度から実施しており、消火隊、指揮隊及び救助隊各隊の実践的な活動能力の向上と技術力の平準化を図ってお

**問** 予想される大規模災害で、よりよい消防活動を行うためには災害活動人員を増員することが必要不可欠であると思うが、どのような認識をもっているか。

総務課長

**答** 議員御指摘のとおり、消防活動はマンパワーを必要とするものであり、その人員を確保することは、消防行政にとって非常に重要であると認識しております。

また、消防力の整備指針における本組合の消防職員の充足率は、まだまだ低いことから、今年度からスタートしました本組合総合計画第1章第1節の「消防体制の強化」において、現場活動人員の増強を掲げているところでございます。

**問** 広域化によるスケールメリットとして、消防サービス及び財政的なメリットがどのように生かされているのか。

答

総務課長

消防サービスについては、広域化により、組織が拡大したことから、出動体制が強化されたことは、当然ですが、従来、困難であった予防部門や救急・救助部門の担当職員を専任化することで、質の高い消防サービスの提供が可能となりました。

次に、財政的なメリットについては、財政規模が拡大したことにより、旧消防本部時代では整備・更新が困難であった、はしご付消防自動車等の特殊車両や各種消防資機材の計画的な整備が可能となったことから、ハード面においても消防力が強化されたものと考えております。

問

災害等への広域対応についてはどうか。

答

警防救急課長

建物火災の出動につきましては、広域化により、各方面とも増強されております。

また、火災規模が拡大した場合は、全方面から消防隊を投入できる体制を整えております。

なお、各種災害における出動隊の隊

編成につきましては、「経路探索ルート順編成システム」により、災害地点までの最短時間を計算して、署所や方面の垣根を越えた到着順の隊編成とすることで、より迅速な消防活動が実現できております。

問

駿東伊豆消防組合の管理者及び副管理者の選任については、駿東伊豆消防組合規約により、関係市町の長の互選により選任すると規定されているが、構成市町の長で輪番で回した方が、地域住民のためによりよい消防行政ができると考えるが、当局の考え方を伺う。

答

消防部長

本消防組合規約第10条第1項において、管理者1人、副管理者2人を置くことが規定され、また、その選任については同規約第11条第1項に「管理者及び副管理者は、関係市町の長の互選により選任する。」と規定されております。

従いまして、管理者等については、関係市町の長の互選の中で、その都度、検討されるものであると認識しております。



問



第3方面の救急業務  
の充実について  
山田直志議員

第3方面では、重症患者の緊急手術に対応できる医療機関がないことから、3次救急病院に指定されている順天堂大学医学部付属静岡病院への搬送を基本として対応していただきたい。

答

警防救急課長

救急隊は、傷病者に対する重症度・緊急度を観察結果に基づき判断しており、重症度・緊急度が高い場合には、3次医療機関である順天堂大学医学部附属静岡病院又は沼津市立病院に搬送することを原則としております。

なお、長距離の搬送となる際は、現在の傷病者の状態から、安定的な搬送に耐えうるかを判断し、耐えられない状況においては、迅速な救急診療の必要性があることから、最寄の医療機関を選定する場合もあります。



問

救急車が現場到着するまでの空白時間に消防班を出動させて初期対応する等求めたいと思うがいかがか。

答

警防救急課長

本消防本部は、平成28年4月1日の発足から、重症度・緊急度が高い傷病者や、交通事故等で二次災害の発生の恐れがある場合などの救急事案に対し、消防隊が救急隊の活動を支援する、いわゆるP A連携を運用しております。

また、P A連携の出動基準に該当しない場合においても、救急隊の現場到着時間が長くなり、このことに伴い傷病者の状態が悪化すると予想される場合、消防指令センターや救急隊の判断により、積極的に最寄りの消防隊を出動させ、傷病者への接触時間の短縮や必要な救急支援を実施しております。



救急現場での蘇生拒否に対する方針について

馬籠正明議員

問

当組合の救急現場での蘇生拒否に対する考え方について伺う。

答

警防救急課長

現在のところ、救急現場での蘇生拒否に対する法的整備及び全国での統一した方針はございません。

従いまして、消防法に基づき救急業務を実施せざるを得ないことから、対応といたしましては、書面による意思表示がある場合や、家族などから蘇生を拒否された場合においては、掛かりつけ医に救急現場に来てもらうことが可能であれば、医師への引継ぎを実施し、不可能であれば救命処置を実施しながら搬送することとなります。

しかしながら、心肺蘇生を希望しないという傷病者等の意思と、救命するという救急活動の原則との狭間で救急隊が苦慮しているのも事実でありますので、今後においても、国等の動向を注視し情報収集に努めてまいります。



## 議会用語あれこれコーナー

議会では、普段あまりなじみのない専門的な用語が使われます。このコーナーでは、皆さんに知っていただきたい議会用語について御説明します。

**専決処分(せんけつしよぶん)ってなに？**

「**専決処分**」とは、議会が議決しなければならない事項を、組合管理者が代わって意思決定することをいいます。時間的に招集を待てない緊急な場合などにできることになっていますが、専決処分の後に、議会に報告し承認を求める議案の提案が必要です。このほか、あらかじめ議決によって特に指定したものは専決処分ができますが、その後議会への報告が必要です。

8月定例議会では、交通事故に係る損害賠償額の専決処分を報告しました。





# 平成30年度決算審査報告

## 平成30年度決算審査報告

平成30年度の当初予算額は、6,069,872千円で、これに補正予算額109,911千円を加えた最終予算額6,179,783千円となっており、前年度に比べ250,659千円増加している。

**歳入**について、調定額は6,168,244千円で、前年度に比べ251,827千円増加しており、決算額及び前年度増減額もそれぞれ同額である。

収入率は、予算現額に対して99.8%、調定額に対して100%と、前年度同様の水準で、不納欠損額及び収入未済額のない良好な状態である。

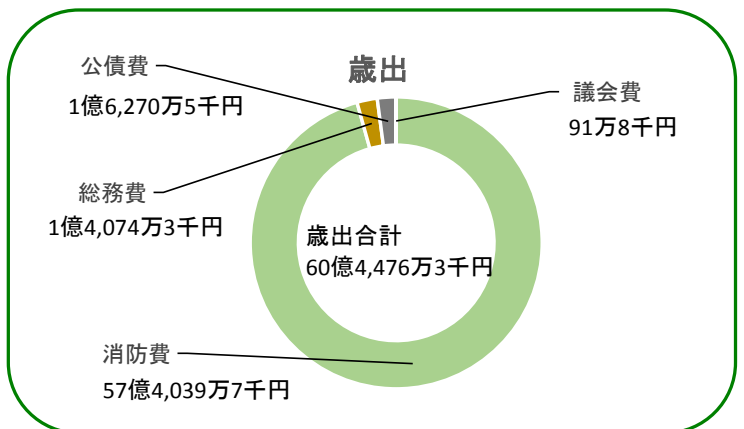
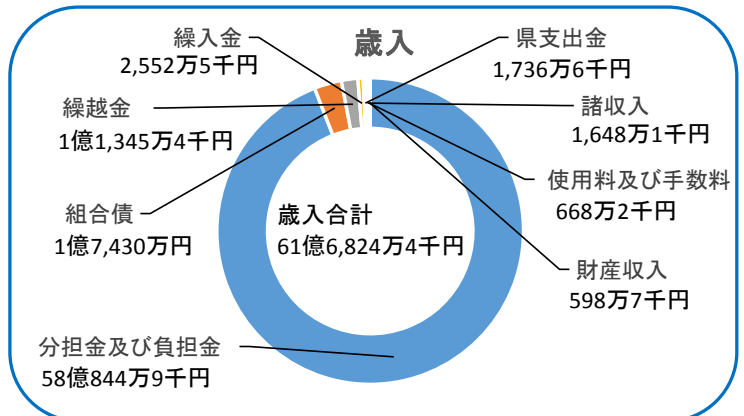
**歳出**決算額は、6,044,763千円で、前年度に比べ241,800千円増加している。

執行率は97.8%で、前年度に比べ0.1ポイント低下している。

翌年繰越額なし。

不用額は135,020千円(対予算比2.2%)で、前年度に比べ8,859千円増加している。不用額の主ものは、職員人件費97,311千円(対予算比1.9%)及び消防施設費15,987千円(対予算比2.9%)である。

### 款別決算額



## 予算執行状況

前年度と比較すると、次のとおりである。

(単位: 千円)

| 区分  |          | 平成30年度    | 平成29年度    | 増 減     | 増減率     |
|-----|----------|-----------|-----------|---------|---------|
| 予算額 | 当 初      | 6,069,872 | 5,801,480 | 268,392 | 4.60%   |
|     | 補 正      | 109,911   | 127,644   | -17,733 | -13.90% |
|     | 繰越事業費繰越額 | 0         | 0         | 0       | —       |
|     | 最 終      | 6,179,783 | 5,929,124 | 250,659 | 4.20%   |
| 歳入  | 調 定 額    | 6,168,244 | 5,916,417 | 251,827 | 4.30%   |
|     | 決 算 額    | 6,168,244 | 5,916,417 | 251,827 | 4.30%   |
|     | 対予算現額収入率 | 99.80%    | 99.80%    | —       | 0       |
|     | 対調定額収入率  | 100.00%   | 100.00%   | —       | 0       |
|     | 不能欠損額    | 0         | 0         | 0       | —       |
|     | 収入未済額    | 0         | 0         | 0       | —       |
|     |          |           |           |         |         |
| 歳出  | 決 算 額    | 6,044,763 | 5,802,963 | 241,800 | 4.20%   |
|     | 執 行 率    | 97.80%    | 97.90%    | —       | -0.10%  |
|     | 翌年度繰越額   | 0         | 0         | 0       | —       |
|     | 不 用 額    | 135,020   | 126,161   | 8,859   | 7.00%   |